

北九州港長期構想検討委員会 運営要領

(目的)

第1条 この要領は、北九州港の将来の姿を検討する「北九州港長期構想」を策定するにあたり、意見を聴取するために開催する「北九州港長期構想検討委員会(以下、「委員会」という。)」の組織及び運営に関する事項を定める。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、「北九州港長期構想」の検討に関し必要な事項について、委員会の構成員から意見を聴取することを目的とする。

(委員会の組織及び構成員)

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成する。

- 2 前項の委員のほか、必要があるときは、委員会にオブザーバーを置くことができる。
- 3 前項のオブザーバーは、港湾空港局長が出席を依頼する。

(任期)

第4条 委員の任期は、「北九州港長期構想」策定時までとする。

- 2 委員に欠員が生じた時は、補欠委員を選任できる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会は、港湾空港局長の要請に基づき、委員長が招集する。

(旅費・報償費)

第7条 委員が委員会への出席のため旅行したときは、北九州市旅費条例(昭和38年北九州市条例第102号)に基づき、旅費を支給する。

2 委員会に出席した委員には、報償費を支給する。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、港湾空港局港湾整備部計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和3年11月2日から施行する。

北九州港長期構想検討委員会 委員名簿

(敬称略)

上田 直子 北九州市立大学 名誉教授
内田 晃 北九州市立大学 地域創生学群長・地域共生教育センター長 教授
小野 憲司 京都大学 客員教授
木場 弘子 フリーキャスター・千葉大学 客員教授
須野原 豊 (公社)日本港湾協会 理事長
高木 直人 (公財)九州経済調査協会 理事長
林 灯 九州大学エネルギー研究教育機構工学府先進水素システム研究室 教授
福島 規子 九州国際大学 現代ビジネス学部 地域経済学科 教授
山城 賢 九州大学大学院 工学研究院附属アジア防災研究センター 教授
山根 小雪 日経BP社 日経エネルギーNext 編集長

石川 裕之 三菱ケミカル(株) 福岡事業所 企画管理部長
(森山 隆)
小笠原 朗 関門地区旅客船協会 会長
岸本 幹生 日本製鉄(株) 九州製鉄所 工程業務部長
(金久保 龍治)
城水 悦子 門司港まちなみづくり協議会 事務局長
鶴丸 俊輔 (一社)日本船主協会 九州地区船主会 議長
野畑 昭彦 九州地方港運協会 会長
羽田野 隆士 北九州商工会議所 専務理事

奥田 健 国土交通省 九州地方整備局 港湾空港部長
(中川 研造)
玉越 哲治 第七管区海上保安本部 門司海上保安部長
(柳田 誠治)
安里 匡 第七管区海上保安本部 若松海上保安部長

(オブザーバー)

山本 貴弘 国土交通省港湾局計画課 港湾計画審査官

注) 二段書きのうち下段()内は前任者。